## 1. 特許を取得するための費用

特許を取得するには、特許出願後、審査を受ける必要があります。 その審査を請求するのに、168600円+4000円×請求項数必要です。

審査に通れば、特許料  $1\sim3$  年分を払わなくてはなりません。 特許料は、11400 円+1000 円 $\times$ 請求項数です。

すなわち、185000円~必要です。

ちょっと高いですよね(^^;)"

→ 減免制度を利用しましょう (^o^) /

# 2. 減免される条件

まず、出願人が、①個人か、②個人事業主か、③法人かで、減免措置が受けられるか変わります。

ここでは、学生が発明して、特許を取得しようとする場合を検討します。

未成年の場合、親を代理人としてたてる必要がありますが、権利者は発明者本人ですから、1) か2) の条件を満たせば、減免の対象となります。

### 1) 所得税を課されているか?

アルバイトなどで **103 万円以上**稼いだ場合、所得税が課されます。 超えていなければ、審査請求料が**半額**になり、特許料が **3 年猶予**してもらえます。 →**納税証明書** (その1)、**源泉徴収票**、あるいはそのコピーを提出。

#### 2) 市町村民税を課されるか?

神戸市の場合、前年の合計所得金額が **125 万円**を超えれば、市民税を課されます。 超えなければ、審査請求料も特許料も**免除**されます。

→市町村民税(非)課税証明書、あるいはそのコピーを提出。

アルバイトで高額を稼いでいない学生の場合、<u>審査請求料および特許料(1~3年分)</u>が<u>免除</u>されます。

出願料の15000円のみで特許が取得できます。

### <参考>

特許庁 減免制度について

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/3 kojin.htm

減免制度の詳細と手続き方法、見本のダウンロードができます。